

# 地上デジタルテレビ放送の「困った！」にお応えします。

ある日突然、「テレビが映らない」ということにならないように、それまでにご準備を！

Q 「地デジ」について聞きたいことがあるときは？

A 「地デジコールセンター」又は「兵庫県テレビ受信者支援センター」におたずねください。  
「地デジコールセンター」と「兵庫県テレビ受信者支援センター」は総務省が設置した相談機関です。

「地デジコールセンター」 ☎0570-07-0101  
「兵庫県テレビ受信者支援センター」 ☎078-330-0101

受付時間 平日：9時から21時  
土・日・祝日：9時から18時

Q どのようなことまで対応してくれるの？

A 「地デジコールセンター」、「兵庫県テレビ受信者支援センター」では、次のような「困った」にお応えします。

- ①自治会や老人クラブなどに説明員がお伺いします。
- ②必要に応じて個別に相談員がお伺いします。
- ③集合住宅や共聴設備の管理者の方に対応方法を助言します。
- ④受信状況を調査し、受信不良地区を把握し、対策を考えます。
- ⑤電波が弱いなど、電話では原因が特定できない相談は、支援センターが訪問対応します。

## 地デジを楽しもう！ 地デジ受信説明・相談会のご案内

兵庫県テレビ受信者支援センターが、地上デジタル放送の具体的な受信方法などをわかりやすくお伝えする説明会・相談会を開催します。ぜひご参加ください。

なお、自治会、老人クラブや高齢者世帯などで、説明を希望される場合は、個別に対応しますので、各戸に配布される申込書をご確認ください。

開催会場	日時	開催会場	日時
西粟栖コミュニティセンター	7月20日(火)10時～	新宮総合支所しんぐうホール	7月26日(月)14時～
東粟栖コミュニティセンター	7月20日(火)14時～	半田コミュニティセンター	7月27日(火)10時～
揖西公民館	7月21日(水)14時～	揖保川公民館	7月27日(火)14時～
揖保公民館	7月22日(木)14時～	河内コミュニティセンター	7月28日(水)10時～
小宅公民館	7月23日(金)10時～	越部コミュニティセンター	7月29日(木)10時～
中央公民館	7月23日(金)14時～	神岡公民館	7月29日(木)14時～
誉田公民館	7月24日(土)14時～	御津公民館	7月30日(金)14時～
香島コミュニティセンター	7月26日(月)10時～	たつの市青少年館ホール	8月1日(日)10時～・14時～

地上デジタルテレビ放送に便乗した架空請求などの悪質商法には十分ご注意ください！

**市内全域で光サービスを提供**

たつの市では、市内のプロードバンド・ゼロ地域解消に向けた支援事業を進めてきましたが、このたび、市内全域で民間事業者による光プロードバンドサービスの提供が可能となりました。（光都地域については順次整備中です。）

光プロードバンドサービスとは、光ファイバーにより大容量のデータを双方向で伝送する超高速インターネットを可能にするサービスです。

光プロードバンドサービスが未提供でありました、新宮町、揖西町、揖保川町の一部の地域で今回整備が進み、7月から順次サービスが開始されます。

新たにサービスが開始される地域の皆さまには、事業者による各地域での説明会を開催することができそうです。希望される場合は情報推進課にお問い合わせください。

なお、光ファイバーは、地域によりサービスを提供する事業者が異なったり、住宅環境などの個別事情によりサービスの利用ができない場合があります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

▼情報推進課 ☎64・32003

## ～ たつの市行政改革推進事業 ～

### 『市民の市政診断』実施に係る診断委員を募集

市民に開かれた市政運営の一環として、運営中の公共施設、実施中の事務事業などを市民が診断する『市民の市政診断』を本年度から公開で実施します。

平成22年度は、利用頻度が低いと思われる施設について、診断していただく診断委員を募集します。

#### ○診断委員の募集内容

**対象** 市内在住の方（高校生以下の学生等を除く）  
**募集人員** 15名（資格審査のうえ抽選で決定）  
**募集期間** 7月12日(月)～8月5日(木)必着  
**応募方法** 住所、氏名、生年月日、電話番号、応募理由（字数制限なし）を記入した文書を送付（郵送又はメール）してください。  
**申込先** 行政改革推進室 ☎64・3199 FAX63・2594  
〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1  
E-mail gyokaku@city.tatsuno.lg.jp

#### 平成22年度『市民の市政診断』実施概要

**内容** 利用頻度の低いと思われる公共施設の診断  
**対象施設** 数施設選定中  
**実施場所** はつらつセンター3階多目的ホール  
**実施日** 8月22日(日)  
**日程** 9時集合  
午前中は、対象施設を見学  
13時30分～15時  
公開により、施設毎に診断

## 第60回

### 「社会を明るくする運動」 「犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ」

法務省が提唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合せ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。中でも、犯罪や非行をした人たちの就労を支援することは、再犯を防止し、安全安心な地域社会を築く上で喫緊の課題となっています。

#### ◎行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。
- ③ これらの点について、地域社会の理解を得られるように協力しよう。

#### ◎重点事項

- ① 犯罪や非行をした人たちの就労支援
- ② 立ち直りを支える取組についての理解促進



社会を明るくする運動  
シンボルマーク

#### ▼揖保保護区保護司会

揖保保護区保護司会では、強調月間である7月を中心に、たつの市更生保護女性会及びたつの市、太子町とともに自治会や婦人会、PTA、民生委員児童委員など多くの関係団体の協力を得て、さまざまな活動を展開しています。

## 有害鳥獣対策（シリーズ①）

鹿・猪等の有害鳥獣への対策は、主に捕獲行為が挙げられますが、誰でも自由に捕獲ができるわけではありません。

- 捕獲活動は基本的に狩猟期（11月15日～翌年3月15日）に行うことができますが、次の3つの条件が必要です。
- ① 狩猟免許を所持していること。（銃器、わな等）
  - ② 損害賠償保険（3,000万円以上）に加入していること。
  - ③ 狩猟登録を行っていること。

狩猟期以外の時期に捕獲活動を行うには更に次の4つの条件が必要です。

- ① 前年度に同じ捕獲方法で狩猟者登録を行っていること。
- ② 社団法人兵庫県猟友会に所属していること。
- ③ 原則、被害地に住所を有していること。
- ④ 市・県の捕獲許可を受けていること。

※前述した条件を満たさず行う捕獲行為は違法とみなされ、1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金が科される場合がありますのでご注意ください。

次回は、「二ホンザルについて」掲載します。

▼農林水産課 ☎64・3157